

# 静岡県野球連盟規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 名 称

本連盟は、静岡県野球連盟（以下連盟という。）と称する。

### 第 2 条 事 務 所

本連盟は事務所を静岡市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### 第 3 条 目 的

本連盟は、アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を県民全般に普及しその健全な発展を助成振興し、県民体力の向上と野球を通じて、明朗なるスポーツマンシップと民主主義の培養を図り、もって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 事 業

本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 全県的な野球大会の主催及び後援
2. 公式軟式野球規則の普及徹底
3. 軟式野球の普及発展に関する指導研究
4. 軟式野球の技術向上に関する指導研究
5. 軟式野球用具の斡旋
6. 軟式野球施設の拡充に関する指導
7. 機関誌その他必要な刊行物の発刊及び斡旋
8. 少年野球振興に関する事業
9. 各種野球団体との交流
10. その他目的達成のために必要な事業

## 第 3 章 会員及び組織

### 第 5 条 会 員

会員は、本連盟の目的及び事業に賛同する者及び一般チーム、少年チームとし、競技者規定（全軟連規定）を遵守するものとする。

**チーム編成**（登録は男女を問わない。）

#### 1. 一般チーム

一般チームは次のいずれか一つに該当する者で編成されたチーム。

##### (イ) 職域チーム

県内の地域に所在する官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム、または同一職場に勤務する者が登録人員の 2/3 以上占めるチーム。

##### (ロ) クラブチーム

県内の地域に、居住または勤務する者のみによって編成するチーム。

##### (ハ) 学生チーム

専門学校生、各種学校生は（高校生を含む）同一学校または個人で一般チームに登録することができる。

(ニ) 登録人員は、監督を含む 10 名以上とする。

(ホ) 登録は、A クラス、B クラス、C クラスの 3 級制とする。

#### 2. 少年チーム…次の部により編成されたチーム

##### (イ) 少年部

中学生で編成されたチーム。（クラブチーム 可）

##### (ロ) 学童部

小学生で編成されたチーム。（スポーツ少年団登録を行うこと。）

#### 3. 加盟できない選手

(イ) 学生・生徒で本連盟以外の組織に登録しているもの。

(ロ) 少年部・学童部で硬式ボールを使用している団体に登録されている選手。

(ハ) 国体は別に定める。（全軟規程・細則 4 項）

## 第 6 条 組 織

1. 本連盟は、市、町に単独もしくは統合により支部を設ける。
2. 支部は、当該地域内の会員をもって組織する。
3. 支部は、本連盟規約に準拠し、支部規約を定めるものとする。
4. 連絡調整、予選会を行うため、地区内に支部ブロックを設ける。
5. 支部ブロックは次の地区に分ける。

### [東部地区]

伊豆ブロック…下田、伊東、熱海、田方、三島、清水町、長泉 (7)

沼駿ブロック…小山、御殿場、裾野、沼津 (4)

富士ブロック…富士、富士宮 (2)

### [中部地区]

静清ブロック…清水、静岡 (2)

志榛ブロック…焼津、藤枝、島田、川根、榛南 (5)

### [西部地区]

中遠ブロック…菊川、御前崎、掛川、大東、袋井、福田、磐田 (7)

浜松ブロック…天竜、浜北、浜松、浜名湖 (4)

## 第 4 章 加盟及び脱退

### 第 7 条 加 盟

1. チームは、連盟の定める登録申込書（様式1）（1通）に会費を添えて手続きを行わなければならない。なお、支部はその資格を審査した後、連盟に届出する。
2. 登録手続きは、毎年3月末日までに完了しなければならない。
3. チームは、会員に異動が生じた時は支部にその旨を届出なければならない。
4. 会費は別に定める。

### 第 8 条 脱 退

次の各号の場合、脱退させることがある。

1. 連盟の競技者規程に違反した場合
2. 所属支部長が不適格と認めた場合
3. みずから脱退に意志を表明した場合
4. 除名の処置を受けた場合

## 第 5 章 役員及び評議員

### 第 9 条 役員及び任期

1. 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	会長代行	1 名	副 会 長	3 名
理 事 長	1 名	副理事長	3 名	常任理事	若干名
理 事	若干名	監 事	3 名		
2. 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問、参与を置くことができる。
3. 役員任期は、年度初め開催される総会から 2 年とし、再任を妨げない。  
また、任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。
4. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 10 条 役員を選出及び職務

1. 会長、会長代行、理事長は選考委員会で選出して、理事会で推挙し、総会で選任する。会長は、連盟を代表し、会務を統括する。  
副会長は、東部、中部、西部よりそれぞれ 1 名を選出する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
会長、副会長は理事とする。
2. 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与は連盟に特に功労のあった者及び多大なる支援、貢献があった者で、理事会で推挙し、会長が委嘱する。
3. 理事は、理事長、副理事長、各支部長、各専門部長・委員長、各専門委員、技術指導員とする。  
理事は、連盟の重要事項、総会への提案事項を審議する。
4. 理事長は、理事会を代表し会務を執行し、会長、会長代行、副会長 事故ある時は、その職務を代行する。
5. 副理事長は、東部、中部、西部より選出し、理事長の確認を得て総会で選任する。副理事長は理事長を補佐する。
6. 常任理事は、正・副会長、理事長、副理事長、事務局長、各ブロック支部長、各専門部長・委員長とする。
7. 専門部長・委員長は、東部、中部、西部より地域性を考慮し選考委員会で選出し、理事長の確認を得て総会で選任する。副部長は各専門部より選出し、会長が任命して理事とする。
8. ブロック長は、各ブロックより選出し会長が任命する。

9. 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、理事を兼任することはできない。  
監事は、本連盟の会計を監査し、総会に報告する。
10. 評議員は、各支部よりそれぞれ1名を選出する。  
評議員が理事・監事に就任した場合は、これに代わる評議員をその支部より選出する。  
評議員は、総会に出席し提出議案の報告を受け採決する。
11. 理事長・副理事長・事務局長・部長・委員長の兼務は認めない。
12. 会長・会長代行・副会長・理事長・副理事長・事務局長・部長・委員長の定年は満77歳とする。但し、選任時77歳未満の場合は選出できるが、その期を以って定年とする。また、県連盟として引き続き必要と認められた者は再任を妨げない。
13. 選考委員は東・中・西部より選出された副会長3名と東・中・西部のブロック長よりそれぞれ1名選出、6名で構成し、委員長を選出してすべての権限を持たせる。選考委員の任期は県連役員改選年の総会時までとする。

## 第 6 章 会 議

### 第 1 1 条 総会（評議員会）

1. 毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集し会長が議長となる。  
会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
2. 評議員の半数以上出席しなければ開会することはできない。ただし、同一議事で再度招集した時は、この限りでない。
3. 代理人を出席させることができる。この場合は委任状を提出しなければならない。
4. 緊急事項で、総会にはかるとまがない時は、理事会で代行することができる。
5. 総会は、予算、決算、事業その他重要事項を議決する。  
議決は出席者の半数以上とし、可否同数の時は議長の決による。
6. 総会の議事録を作成する。署名人は議長及び評議員2名とする。

## 第12条 理事会

1. 会長が必要に応じて招集し、議長となる。
2. 理事の半数以上出席しなければ、開会することができない。ただし、同一議事で再度招集した時は、この限りではない。
3. 代理人を出席させることができる。この場合は委任状を提出しなければならない。
4. 緊急事項で理事会にはかるとまのない時は、常任委員会で代行することができる。この場合、次の理事会に報告する。
5. 理事会の議事録を作成する。署名人は議長及び理事2名とする。

## 第13条 常任理事会

1. 会長が必要に応じて招集し、議長となる。
2. 議事は、すべて出席者の合議によるものとする。
3. 緊急事項で常任理事会を招集することができない時は、会長は、副会長、理事長と協議決定することができる。

## 第14条 専門部会

1. 事業遂行のため次の専門部を置く。  
経理部、事業部、審判部、少年部、広報・渉外部
2. 専門部の職務は、別に定める規定による。

## 第15条 専門委員会

1. 事業遂行のため次の専門委員会を置く。  
表彰委員会、審査委員会、予算委員会、競技力向上委員会、  
競技運営委員会
2. 専門委員会の職務は別に定める規定による。

## 第16条 事務局

1. 事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局には事務局長を置くことができる。(職務は経理を除く事務全般とする。)
3. 事務局職員は会長が任命する。
4. 職員の職務は、別に定める。

## 第 7 章 会 計

### 第 17 条 会 計

1. 本連盟には一般会計・特別会計・共済会会計・共済金積立金会計を設ける。
2. 本連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業収入、補助金、助成金、その他の収入によりまかなう。
3. 特別会計は本連盟の主管する全国大会（準ずる大会を含む）等のために使用することを目的とする。
4. 本連盟の予算は、毎会計年度開始前会長が編成し、理事会にはかり総会にて議決する。
5. 本連盟の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が作成し、監事の意見をつけて理事会にはかり、総会にて議決する。
6. 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 規 律

### 第 18 条 規 律

1. 役員及び審判員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。
2. 会員であるチーム（選手）は一つの支部以外に、またその構成員は、一つのチーム以外に加入することはできない。（全軟連規定）
3. 会員は、日本体育協会の制定するスポーツ憲章及び連盟の定める規定に違反した時は、除名または大会への出場を停止することがある。

## 第 9 章 附 則

1. 本連盟規約の変更は、総会出席者の半数以上の同意を得なければならない。
2. 本連盟規約に定めない事項は、理事会にはかり内規を定めるものとする。
3. 本規約は、平成30年2月10日より施行する。

昭和21年8月24日	制定
昭和52年1月 1日	全面改正
昭和58年1月 1日	全面改正
昭和59年1月 1日	一部改正
平成63年1月 1日	〃
平成元年2月18日	〃
平成2年2月13日	〃
平成5年2月17日	〃
平成9年2月15日	〃
平成12年2月12日	〃
平成17年2月17日	〃
平成18年2月11日	〃
平成20年2月 4日	〃
平成21年2月 7日	〃
平成28年2月13日	〃



## 専 門 部 規 程

### （ 経 理 部 ）

- 第1条 経理部は、連盟の予算に基づき会計事務を執行する。
- 第2条 毎月末に月締め計算を行い、会長に報告する。
- 第3条 会長の指示により事業年度末に決算、予算をまとめ、報告する。
- 第4条 副部長（経理担当）は、理事長が選任し、会長が任命する。
- 第5条 事務局の補佐にあたる。

### （ 事 業 部 ）

- 第1条 事業部は、次の業務を執行する。  
連盟の主催、主管及び後援する軟式野球大会の企画及び実施
- 第2条 副部長は、東部、中部、西部よりそれぞれ1名を選出する。
- 第3条 部長は、部会を代表し会務を執行する。副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第4条 部長は、必要に応じ部会を招集し、議長となる。
- 第5条 部会の決定事項は、常任理事会の承認を得て実施する。

### （ 審 判 部 ）

- 第1条 審判部は、次の業務を執行する。
1. 連盟の主催、主管及び後援する軟式野球大会の審判
  2. 連盟が承認した他団体、企業大会等への審判員の派遣
  3. 審判技術の向上及び審判員の育成
  4. 軟式野球規則の普及徹底
- 第2条 副部長は、東部、中部、西部よりそれぞれ1名を選出する。  
部会員は、各支部の審判部長とする。
- 第3条 部長は、部会を代表し会務を執行する。  
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第4条 部長は必要に応じ部会を招集し、議長となる。
- 第5条 部会の決定事項は、常任理事会の承認を得て実施する。

( 少年部 )

- 第1条** 少年部は、次の業務を執行する。
1. 連盟の主催、主管及び後援する少年及び学童の軟式野球大会
  2. 少年野球の振興
  3. 少年及び学童の健康管理の徹底
  4. チーム指導員の研修及び指導
- 第2条** 副部長は、東部、中部、西部よりそれぞれ1名を選出する。  
部会員は、各支部の少年部長とする。
- 第3条** 部長は、部会を代表し会務を執行する。  
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第4条** 部長は必要に応じ部会を招集し、議長となる。
- 第5条** 部会の決定事項は、常任理事会の承認を得て実施する。

( 広報・渉外部 )

- 第1条** 広報・渉外部は次の事業を執行する。
1. 本連盟の主催、主管及び後援する各種事業における広報活動を行う。
  2. 本連盟の事業目的を達成するために、行政、企業及び各種団体等との連携を図り、普及発展に努める。
- 第2条** 副部長は、東部、中部、西部よりそれぞれ1名を選出する。
- 第3条** 部長は、部会を代表し会務を執行する。  
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第4条** 部長は必要に応じ部会を招集し、議長となる。
- 第5条** 部会の決定事項は、常任理事会の承認を得て実施する。

( 附 則 )

- 第1条** この規程の変更は理事会出席者の半数以上の同意を得なければならない。
- 第2条** この規程は、昭和63年1月1日より施行する。

平成21年2月7日 一部改正

平成30年2月10日 〃

## 表彰委員会規程

- 第1条** 本連盟の発展振興に関し、功労のあった者及び技量成績の卓越なる選手（チーム）を審査の上表彰する。
- 第2条** 1. 委員会に次の役員を置く。  
・委員長 1名 ・副委員長 若干名 ・委員 若干名  
2. 委員長は会長がなり、委員会を代表し、会務を執行する。  
3. 副委員長は、副会長がなり委員を補佐し、委員長事故ありたる時は、その職務を代行する。  
4. 委員は、理事長、副理事長、各部長、委員長及び東部、中部、西部よりそれぞれ1名選出し、会長が任命する。
- 第3条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、議長となる。
- 第4条** 受彰の資格は次の通りとする。  
1. 功労者表彰  
この連盟の発展に功績のあった者  
2. 永年勤続者表彰  
この連盟に、継続10年、15年（表彰状のみ）、20年、25年、30年（表彰状、記念品）の該当者（感謝状贈呈者は除く）。  
3. 優秀選手（チーム）表彰  
イ. 当該年度の権威ある全国大会及びこれに相当する大会に優勝したチーム。  
ロ. 県大会以上の公式大会にて完全試合又は、ノーヒットノーランを行った選手。  
ハ. 特に技量、成績に秀でた選手・チーム。
- 第5条** 該当するものがある場合は、推薦者は書面（表彰様式1. 2）により委員長に提出する。委員会は審議に上決定する。
- 第6条** 表彰は、毎年総会において行う。
- 第7条** この規定の変更は理事会出席者の半数以上の同意を得なければならない。  
2. この規定は昭和63年1月1日より施行する。

平成21年2月7日 一部改正

## 審査委員会規程

**第1条** 本連盟の規約、規定の改廃と支部において、資格抵触、不正、規律違反または紛争が生じた場合、その他これに類する問題が発生した時、これを審査する。

**第2条**

1. 委員会に次の役員を置く。
  - ・委員長 1名
  - ・副委員長 若干名
  - ・委員 若干名
2. 委員長は会長がなり、委員会を代表し、会務を執行する。
3. 副委員長は副会長がなり、委員長を補佐し、委員長事故ありたる時は、その職務を代行する。
4. 委員は、理事長、副理事長、各部長、委員長及び東部、中部、西部よりそれぞれ1名選出し、会長が任命する。

**第3条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、議長となる。

**第4条** 委員会は、審議に必要な関係者の出席を求めることができる。

**第5条** 処分は、次の通りとする。(個人またはチーム)

1. 戒告
2. 出場停止
3. 除名

**第6条** 処分は、出席者全員の合意によるものとし、会長は所属支部長を通じ、当事者に通告する。

また、これを一般に公示することもできる。

**第7条** この規定の変更は、理事会出席者の半数以上の同意を得なければならない。

2. この規定は昭和63年1月1日より施行する。

平成21年2月7日 一部改正

## 予算委員会規程

**第1条** 本連盟の事業運営のため、会長の指示により当該年度の予算・決算を行う。

- 第2条**
1. 委員会に次の役員を置く。
    - ・委員長 1名
    - ・副委員長 若干名
    - ・委員 若干名
  2. 委員長は会長となり、委員会を代表し、会務を執行する。
  3. 副委員長は副会長となり、委員長を補佐し、委員長事故ありたる時は、その職務を任命する。
  4. 委員は、理事長、副理事長、各部長、委員長、経理副部長及び東部、中部、西部よりそれぞれ1名選出し、会長が任命する。

**第3条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、議長となる。

**第4条** この規程の変更は、理事会出席者の半数以上の同意を得なければならない。

2. この規程は、昭和63年1月1日より施行する。

平成21年2月7日 一部改正

## 競技力向上委員会規程

**第1条** 本連盟の加盟チーム及び選手層を拡大し、競技力の向上をはかるため委員会を置く。

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 競技力向上事業に対する助成
2. チーム強化計画に対する指導と助言
3. 指導組織の確立と指導者の研修
4. 軟式野球技術の科学的研究
5. その他県体育協会競技力向上委員会との連絡調整及びこの委員会の目的達成に必要な事業

**第3条** 1. 委員会に次の役員を置く。

・委員長 1名 ・副委員長 若干名 ・委員 若干名

2. 委員長は、会長が任命し、委員会を代表し、会務を執行する。
3. 副委員長は、委員長が指名し、会長が任命する。また、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。
4. 委員は、学識、技術、指導者として優れていると認められるものを東部、中部、西部よりそれぞれ若干名選出し、会長が任命する。

**第4条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、議長となる。

2. この規程は、昭和63年1月1日より施行する。

## 競技運営委員会規程

**第1条** 本連盟の大会についての円滑な運営をはかるため、委員会を置く。

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 大会運営に関すること。
2. 大会派遣に関すること。

**第3条** 1. 委員会に次の役員を置く。

・委員長 1名      ・委員 3名

2. 委員長は、会長が任命し、委員会を代表し、会務を執行する。
3. 委員は、東部、中部、西部よりそれぞれ1名選出し、会長が任命する。

**第4条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、議長となる。

**第5条** この規程の変更は、理事会出席者の半数以上の同意を得なければならない。

2. この規程は、昭和63年1月1日より施行する。

平成21年2月7日 一部改正